

福祉（高齢・介護・障がい）の窓

要介護認定の申請

高齢や病気などで身体機能が低下し、介護保険サービスが必要な状態になると、市に要支援・要介護認定を申請する必要があります。

申請書には、認定に必要な主治医意見書の作成を依頼する病院名と医師名を記入していただきます。

主治医意見書は、市が病院に依頼し、身体状況や病状などを記載してもらい、要支援・要介護状態区分の審査・判定資料となります。

もう一つ認定に必要な書類として認定調査票があります。これは、全国一律の調査で、身体状況や日常生活の行動など79項目あります。申請後、あらかじめ約束した日時に、市の調査員がご自宅を訪問し、認定調査を行います。

また、できるだけ正確な調査を行うために、調査対象者本人と介護者の双方から聞き取りを行っています。一人暮らしの方についても、可能な限り、家族など日ごろの状況を把握している方の立ち会いをお願いしています。

要支援・要介護状態区分は、認定調査の結果のコンピューター判定と主治医意見書をもとに、介護

今月号から、『子育て伝言板』に替わり、高齢者や障がい者、介護保険の制度などについてお知らせする『福祉（高齢・介護・障がい）の窓』を掲載します。



認定審査会で審査・判定します。

そして、申請から30日以内に認定結果と要支援・要介護状態区分を記載した、新しい介護保険被保険者証を郵送でお届けします。

申請書は、高齢・介護・障害福祉グループ（市役所第二庁舎）に備え付けています。手続きには、介護保険被保険者証のみ必要で、窓口に来ることが困難な方は、訪問調査の時に申請することもできます。

なお、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所でも申請の相談や代行を行っています。

▼問い合わせ 高齢・介護・障害福祉グループ（☎⑧5720）

人が輝き まちがときめく

仲間たち

Group

伝承料理研究会かまど



「メニューは、みんなで相談して決めています。今日は、十五夜が近いので、五色団子、けんちん

汁、ご飯です。今は、家庭で団子を作ることが少なくなったので、みんなで昔を思い出しながら作っているんですよ」と首藤さんは、代表の首藤政子さん。

「メニューは、みんなで相談して決めています。今日は、十五夜が近いので、五色団子、けんちん汁、ご飯です。今は、家庭で団子を作ることが少なくなったので、みんなで昔を思い出しながら作っているんですよ」と首藤さんは、活動の様子を話してくれました。

7月に入会した小原アサ子さん

は、「友人に誘われて入会しました。ここで学んだ料理は、家族にも作っていますが、とても好評です。入会からまだ数カ月ですが、仲間と何でも話せる、和気いいとした雰囲気が最高にいいですね。月1回の活動では物足りない気持ちです。会話しながらの料理作りが何より楽しく、これからも活動を続けていきたいですね」と



季節の食材や地元産の食材を使って、料理作りをしています

笑顔で話してくれました。
入会を希望される方は、首藤さん（☎⑧8215）または事務局の今田さん（☎⑧2590）までどうぞ。